第２号様式（第５条関係）

誓　約　書

　　年　　月　　日

大府市長　殿

住　所

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏　名

この度、大府市個人用次世代自動車購入費補助金を申請するにあたり、対象となる次世代自動車について、新車登録の日から引き続き４年間自ら使用し、当該期間内に次世代自動車を処分した場合は、大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還することを誓約します。

ただし財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

（１） 取得財産等が天災などにより走行不能となり抹消処分した場合

（２） 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合

（３） その他市長が特に認める場合

ただし「財産処分届出書」及び必要書類を提出いただき、承認を得る必要はあります。